

河原井さん根津さんらの「君が代」解雇をさせない会 : 会報

河原井さん・根津さんらの「君が代」解雇をさせない会ニュース

NO.10 発行：2007年9月21日

連絡先：〒186-0004 東京都国立市北1-1-6 コーポ翠1階

多摩島嶼教職員組合（略称：多摩教組）TEL 042-571-2921 Fax 574-3093

郵便振込口座：00110-4-279595 河原井さん根津さんらの「君が代」解雇をさせない会

<http://www.din.or.jp/~okidentt/nezusan.htm>

<http://homepage2.nifty.com/kaikosasenaikai/>

皆さん都庁に来て下さい
一緒に立ち上がって下さい

10/5(金)8:00~17:00

ご都合がつく時間だけでも結構です

都庁前 One Day アクション

都教委に「君が代」解雇をさせない！
処分より対話を！

東京都教育員会は、「君が代」不起立で2007年春に、河原井純子さん(八王子東養護学校)に停職3ヶ月、根津公子さん(当時:町田市立鶴川二中、現南大沢学園養護学校)に停職6ヶ月の処分を出しました。二人は、知る権利や自己決定する権利を子どもたちから奪い、一つの価値観を押しつける教育をすることはできないと考えています。教員の職責としても、教育の条理から外れた校長の発する職務命令に従うことはできないと言います。2008年3月の卒業式でも、二人は不起立の決意をしています。他県に例を見ない累積処分で、根津さんは免職(=解雇)に、翌年には河原井さんも免職に追い込まれるのではないかと危惧されます。時の知事や教育長の考えで教育を政治利用し、「君が代」不服従で免職にする、などという暴挙は、とうてい許されるべきものではありません。

私たちは、10月5日、都庁前で、一日意思表示行動をします。どうぞ皆さん、ご都合のつく時間だけでも結構ですから、私たちと共に意思表示をしてください。声を上げてください。詳しくは同封のチラシを。(事務局)

裁判報告

8月22日 河原井さん根津さん・停職処分取り消せ訴訟

2006年 河原井さん被処分・停職1ヶ月
根津さん被処分・停職3ヶ月

▽大勢の方が傍聴してくださいました。ありがとうございました▽

8月22日の河原井さん・根津さんの停職処分取り消せ裁判では、都教委が、準備書面を提出しました。その主張は、いわゆる「ピアノ裁判」最高裁判決を引用し、「問答無用。黙って言うことをきけ」と言わんばかりの高圧的な主張でした。

都教委のことばとその本音を要約すれば、下記ようになります。

○国旗・国歌は基礎的知識。子どもには考える力はない、またいらぬ。

子どもには身体で教え込むのだ。

○教員は国家のエージェント、都教委のやることを妨害するな。

○教員に内心と異なる行為を強制しても、憲法19条違反にはならない。

○教育の地方自治が保障されている。地教委である都教委のやることは、教育基本法10条違反にはならない。

○東京だけが突出した処分をしても、それも、教育の地方自治だ。

このような東京の教育、いえ、教育に名を借りた子どもたちへの洗脳を、私たちは卒業式・入学式だけの些細なこととして済ませてはなりません。この状況は、日本が戦争に突入するころの教育と酷似しています。あの時も、儀式が使われました。少し細かく、都教委・準備書面から抜粋して紹介します。

<日の丸・君が代強制は「教育基本法10条1項の『不当な支配』に当たらない」と都教委>

▼私たち原告は、子どもたちに都教委の考えを押しつけるのではなく、子どもたちが自ら考え判断できるように、歴史的事実や異なった考えのあることを提示すべきだと一貫して主張し、その根拠として、旭川学力テスト最高裁大法廷判決が言う「不当な支配」の審査基準①～③をあげ、都教委の10・23通達、及び立川市教委1・7通達、校長の職務命令は「不当な支配」に当たると主張しています。

その基準とは、

「①『教育における機会均等の確保と全国的な一定の水準維持という目的のために必要かつ合理的と認められる大綱的な基準にとどまるべき』ものでなければならない。

②『教師による創造的かつ弾力的な教育の余地や、地方ごとの特殊性を反映

した個別化の余地が十分残されていること』

③『教職員に対し一方的な一定の理論ないし観念を生徒に教え込むことを強制するものではないこと』」です。

①に対し都教委は、これは、「国の一般教育行政機関である文部科学省・・・の基準であり、教育委員会制度の趣旨に照らし、地教委の、「教育の内容・方法に関する関与・介入」は『不当な支配』に当たらないと言います。

教育委員会は「不当な支配」を防止するところであるから、都教委のすることが「不当な支配」になるはずがない。「起立をすること。職務命令に違反したら服務を問われる」と書かれた10・23通達も、立川市教委通達も適法だと言うものです。

上記③「『一方的な一定の理論ないし観念』とは、社会的に広く受け入れられていない偏った理論ないし観念を指すのであり、「普通教育は、児童・生徒に社会生活において必要とする基本的知識を身につけさせるために行うものであり、反対の理論ないし観念があれば、基礎的知識に属する事項であっても教授できないとすれば普通教育の目的を達成できないことは明らかである」と言います。

少数意見を尊重することが民主主義の基本であることは言うまでもないことですが、都教委は、それを否定します。

国家（都教委）の考えは、どんなに反対の理論や観念があつたとしても、決して「一方的な一定の理論ないし観念」とはならず、公平・公正なそれということです。背筋が寒くなる、恐ろしい考えです。

▼「国旗・国歌は・・・多国籍の子どもにとっても、・・・基礎的知識である」と言い、内心の自由の説明をすることは「児童・生徒に国歌は歌ってもよいし、歌わなくてもよいものであると指導することと同じであり、国旗・国歌に対する正しい認識をもち、それらを尊重する態度を育てるための基礎的知識の指導を妨げるもの」と言い、「（全員が起立斉唱し）会場全体が厳粛かつ清新な雰囲気につつまれることは、児童・生徒にとって無形の指導ともなる」と言います。儀式について戦前文部省はこれと同じことを言いました。

＜「憲法19条『思想・良心の自由の侵害』に当たらない」と都教委＞

▼都教委は、ピアノ最高裁判決（07・2）が「第1には外部行為の強制との関係において憲法19条に保障される『思想及び良心』は内心の活動一般ではなく、限定されたものであること、第2には外部的行為の強制が憲法19条に違反するのは限定された『思想及び良心』を直接否定するような場合に限られ

ることを示し」、しかも「公務員においてはその地位と職務の公共性からして、
・・・職務命令が不合理でなければ憲法 19 条に違反しないことを明らかにした」と言い、「内心に反する義務を強制されない自由が一般的に認められるならば、政治社会は成り立たなくなる」「教師が・・・指導を拒否できるとすれば、・・・（子どもは）指導が受けられなくなり、・・・教育の機会均等の確保などおよそ不可能となり、そこから生ずるのは学校現場における原告らが主張するような『多様性』ではなく、『無秩序』『混乱』であり、学校教育は成り立たなくなる」と主張します。

職務命令の合理性については、「校長が、その権限と責任に基づき、自己の判断によって」出したから正当だと言います。

「公務員に『思想及び良心の自由』はないから、仕事の質は考えなくてよい。大事なのは、教育委員会・校長の指示することを忠実に実行すること」と言っているようなものです。教委と校長を絶対視し、議論を封殺する。まるで軍隊ではありませんか！

自らは考えない教員が、子どもたちに考えることや、考えることの大事さを教えることはできないと思います。

< 「処分は適法だ」と都教委 >

▼ 私たち原告が、何年にもわたった八王子東高校「倫理社会」未履修問題での戒告・訓告処分と比べ、私たち原告への処分は重すぎる。他県との比較でも突出している。比例原則違反だ、と主張したことに對し、「八王子東高校未履修事案においては、過去に懲戒処分を受けながら繰り返し同様の非違行為を行なったというものではなく、その上、校長らは問題発覚後直ちに改善に着手しているのであって、比例原則違反をいう原告らの主張は理由がない」

「処分量定は、・・・任命権者の**裁量**である」

「原告らは、他府県においては、不起立をしても校長判断で現認・報告しなかった等の事例があるとし、公正原則・平等原則があると主張する。しかしながら原告らは東京都の教員なのであって、（不起立処分のない多くの道府県や、毎回不起立でも戒告以上にならない広島など）他府県の事例を基に公正原則・平等原則違反を言う原告の主張には全く理由がない」。

このように理由を並べて、都教委は処分は適法だと主張します。

停職 6 ヶ月処分も免職とて、「教育の地方自治」だと言い、最後の切り札は『裁量』だと言う。法令に関係のないところで、最後の決め手は、『裁量』。“胸三寸”ということ。善悪が政権担当者の思惑で変えられてしまう。恐ろしいことです。



支援ではなく共闘を

河原井純子

停職明けの前日（7/1）の福島までの全国行脚については、前回の会報で少しお知らせできましたが、その後、広島、福岡から長崎へそして、再び北海道、突然湯河原と、全国行脚は、穏やかにさらに熱く続いています。

○9・8～9・9 湯河原 自由民権21・学習会にて

日本新聞協会「湯河原荘」でありました。孫文や幸田文も投宿したこともあるという宿で、木造で純和風、秘めたる闘志を感じて素敵な宿でした。「自由民権21」については、ピースネット企画の「茶色の朝を迎えないために」の中でも紹介されていますので、すでに、ご存知の方も多いたと思いますが、「自由と民権」を切り口に民主主義を再構築のために、多様な考え方や経験を持ち寄り、自由に交流し、議論し、問題点を明らかにして、解決の糸口を見つけ出していくことを目指している、根源的な会です。この思想こそ、変革の原則だと思います。学習会は三部構成で、とても充実した内容でした。

第一部……「反対を訴え、全国行脚をして見てきたもの」河原井純子

第二部…「テロ対策特措法の延長反対運動への取り組み」小森陽一さん

第三部……「私たちの望む社会は、どのようなものであったらよいか」

……コーディネーター佐藤文明さん

<第一部から>

5月に「改悪教育基本法の具体化を許さない全国集会・京都」で東京で起こっている「河原井・根津の不当処分・解雇」は、「河原井・根津」の特有の問題ではなく、「明日の私のこと」。各地で、それぞれの職場でひとりひとりの手で、来年3月の根津さんの「君が代」解雇を絶対に阻止しましょう、再来年3月の河原井の「君が代」解雇を阻止しましょうということが確認できたことは、画期的な事でした。なぜなら私の丸ごと全国行脚そのものでしたから。そうです、「支援」ではなく「共闘」の呼びかけです。再び、北村小夜さんの警告をかみ締めます。「不起立をしている教員がいる。そしてそれを『支援』している教員がいる。何か変ですね。どうしてともに不起立（共闘）しないの？」

先日、大阪の「日の丸・君が代による人権侵害」市民オンブズパーソンから、会報「良心と抵抗」が、届きました。それは、まさに、共闘声明でした。現実に、大阪からは、早朝・都庁前ビラまきにも駆けつけてくださり共に闘っています。力強いです。今、必要なことは、まさに「自由民権」の思想と闘いだと思っています。ひとりひとりの手で動き出す、蠢きだす。そして、つながってつながっていくことだと実感しています。保護者の立場で発言した人の言葉が、胸に迫っています。「20年以上前から、日の丸・君が代強制問題で、先生とつながりたくてアクションを起こし続けたけれど、なぜか先生たちは鈍く、つながらないんだよね」「戦前も、20年前も、今も同じだね」「信用できないんだよね」教員に「自由民権」は無関係なのではないでしょうか？一番敏感でなければならないはずなのに……、なぜ。

<第二部から第三部へ>

第二部は、小森さんが9時過ぎに駆けつけ、それからなんと、明け方の4時近くまで熱く語り合いました。やはり主題は人間性の回復に凝縮されます。第一部、第二部を受けて、第三部は「私たちの望む社会は、どのようなものであったらよいか」という問題提起がありました。

平和な社会、戦争のない社会、安全に暮らせる社会、生活保障される社会、労働の保障、老後の保障、地球環境を守る社会、地球温暖化阻止、豊かに生活できる社会、自然環境破壊阻止などなど。

この時、突然、1970年代に岡林信康が絶唱した「私たちが望むものは」が浮かんできました。

♪♪♪♪わたしたちの望むものは、わたしたちのための社会ではなく、わたしたちひとりひとりのための社会なのだ。いまあるふしあわせにとどまってはいけない……（略）明日に向かって飛びたつのだ。♪♪♪♪

それから、つながることの難しさと、つながることの大切さがいろいろなひとから提起されました。

私は、「社会」や「学校」は多種多様な雑木が共生しあえる「雑木林」が望ましいと思っています。今の、競争ばかり強いる画一的な「人工林」からは、何も創造することができません。そんな中で生き残ったほんの一部の人たちも、決して心身ともに充実されているとは思えません。

おかしいことには「おかしい」と言い合える学校や社会を、自由民権の思想で創っていくことこそ、私たちひとり人ひとりが望んでいる学校

や社会ではないでしょうか。

5月の「改悪教育基本法の具体化を許さない全国集会・京都」で、スタッフの蒔田さんが、最後のまとめの言葉として力説した。

がんばらない あきらめない 楽しみたい つながりたい

この精神で、3月に「君が代」解雇を絶対に阻止しましょう。

私は、この変革の精神、共闘を熱くよびかけながら全国行脚を続けていきます。

すべては「ひとりから始まる」をかみしめながら……。

☆☆☆☆☆根津さん、今も停職中(9月30日まで)☆☆☆☆☆

停職出勤日記

根津公子

熱帯を想わせた夏が過ぎ、9月初日の3日から停職「出勤」を再開しました。人から、「あと1月で停職が明けるね」と言われます。確かにそうなのだけれど、やはり私の気持ちは複雑です。もうすぐ新しい生徒たちと一緒に過ごすことができるという期待感だけに浸るわけには行かないからです。私だって、60歳定年まで働きたい。その気持ちは、他の人たちと変わりありませんから。また、「停職は6ヶ月まで」と言う都教委に、あと半年の限られた時間にどれだけ私や私たちの気持ちを示すことができるか、そうして3月31日に免職を回避させることができるか、そのことが私の頭を占めています。

私の解雇は私一人の不利益で済むことではないと思います。東京で「君が代」不起立での解雇を許してしまうことは、昨年十二月に改悪された教育基本法の具体化であり、教員免許10年更新に道を開くことです。そして、それは全国に広がるでしょう。だから、教育基本法改悪に反対された全国の方に、「根津を解雇するな」と都教委に働きかけていただきたいと強く思い、訴える次第です。

1ページにありますように、都教委に「根津を解雇するな」の声を届ける行動を開始します。10月5日の行動に皆さま、ぜひご参加ください。平日の日中は、お気持ちがあっても参加は難しい方が多いと思います。そういう方や団体、そして遠方の方は、他のかたちで都教委に声を届けてください。

9月になって停職「出勤」を再開。都教委に対するたたかいとは違う部分では、停職「出勤」の意味を実感しながら毎日を愉しんでいます。停職「出勤」日記から、それをご覧ください。

9月3日（月）

立川二中へ。9月の月曜日は、今日が初日で最終となる。来週の月曜日は、今春の卒業式での、私を除く被処分者に対する再発防止研修。そこに抗議と支援に行くので、立川二中には今年が最後だ。

遠足を迎える子どものように、昨夜は布団に入ってから寝付かれずに3時間、やっと3時半ころ眠りに入ったが、今度は夢の中で「起きなくちゃ」としきりに言っている。そうして5時半起床。

登校時は夏休みの間「出勤」しなかったからか、「あれ？また来たの？」という表情の生徒がかなりいた。一人は、「がんばってくださいーい」と元気な声をくれた。訪問者が3人いたので、おしゃべりに興じてしまったせいか、道行く人と話をするのがなかった。いつも通りがかりにクラクションを鳴らしてくださる市議のAさんが、今日も鳴らしてくださったので、挨拶を返すだけ。

午後は、防災の日になんで、集団下校。生徒はいったん下校して、まもなく、今度は部活動に再登校をする。今度は、とっても元気。挨拶の声が弾んでいた。今年9月1日が土曜日、この日に防災訓練をするために土曜日を始業にしたり、初日の訓練では混乱するといけなからと始業を8月終わりにしたりした区市や学校も出現した。もっとも夏休みを1週間もカットする学校がしばらく前から出ているが…。週休2日制の意味などとうに葬り去られている。

昼下がり、青年が自転車を止め、「根津先生ですか？」と声をかけてきた。私が着任する前の卒業生で、妹さんから話しを聞いていて、会ってみたいと思い、何度か訪ねてやっと今日会えたと言う。妹さんは、私が教えたBさんと言う。

彼と、「日の丸・君が代」の強制と教育との関連問題、強制することや「愛国心」について語り合った。今日掲げていたプラカードに書いた「『立たない教員がいると、生徒は立たなくてもいいと受け取ってしまう』と都教委は言います。しかし、これは教育ではなく、洗脳でしょう」を見て、「確かにこれは洗脳ですね」から始まって、「学校は考えを刺激するようなことはしてくれない。社会科は、事件の背景を考えたいのに、年号ばかり覚えさせられた」と言う。考えることの楽しさや大切さを知っていることがわかる。もっともっと知りたい、考えたいと思って

いるのが伝わってくる。私に会いにきたのも、会って話をして考えたいと思ったのだろう。自分を持っている青年（少年）で、とてもいい感じを受けた。

しかし、今まじめな青少年がちょっと知ろうと手を伸ばすと、そこにあるのは、日本の戦争はアジア諸国を解放したとする、勝手に塗り替えた歴史の書物が圧倒的に多い。彼もその歴史を信じている。無理からぬことだ。学校教育が事実をきちんと教えていないことが元凶だ。「アジアを解放した、と主張するのは、日本の右翼の人たち。当のアジア諸国の人たちや政府が、『日本が解放してくれた』と主張しているかしら?」。彼も聞いたことはないようなので、「各国の歴史教科書に日本の侵略がなんと書かれているか、解放してくれたと書いてあるかを調べると、政府の見解がわかると思うよ」と話した。優に1時間は話していった。

ここ何年か、大学生に話をする機会があり、そこで、改ざんされた歴史を真実と勘違いしている人が年々多くなっているのを感じる。でもまた、事実をしっかりと提示すると、「初めて聞きました」とまじめに捉えようとする学生もかなりいる。そこに希望を見るのだけれど、公教育に携わる教員たちの姿勢が問われている。

9月12日（水）

南大沢学園養護学校へ。南大沢は先週に引き続き、今日も雨。雨だというのに今朝も早くから、いつもの八王子五中（夜間）の近藤さんに加え、近くにお住まいのSuさん、電車を乗り継いでのSeさんが来てくださった。みんなで、生徒の登校を迎えた。顔見知りになった生徒や同僚となる人たちと気持ちのよい挨拶を交わす。道の両方向から登校してくるので、登校に私が気づかず、背後から「おはようございます」とさわやかな声をかけてもらって気づくこともある。今日はそれが多かった。握手をしていく生徒もいる。私をここの一員として認めてくれたということなのかな、とちょっとうれしい。

今日も1人のお母さんが少し離れたところから、私のプラカードを読まれ、立ち止まっていた。「これ、私なんです」と声をかけると、近づいていらして、しばし語り合った。この方は、「戦争は絶対反対です。だから『君が代』で立ちません」とおっしゃったが、教職員に不起立処分があることはご存じなかった。びっくりされていた。新聞等で多少は知っていても、まさか、ここまでとは思われないのだろう。今学校で何が起きているのか、それによって子どもたちがどうされるのか、知らせていかなくては。（略）

今日の訪問者は全部で6人。

署名活動報告

2225筆 (9/11 現在)

7月に署名の呼びかけを始めてから2ヶ月足らずで2000筆を超える署名を頂きました。今年3月の署名集めの時より出足が早く、みなさんの「君が代」解雇をさせないという強い思いが伝わってくるようです。ありがとうございました。前回の8500筆を何倍も超えた数で、解雇を許さないというたくさんの人たちの思いを都教委に突きつけたいと思っています。引き続きよろしく申し上げます。

署名用紙が足りないようでしたら、ご連絡いただくか、河原井さん・根津さんらの「君が代」解雇をさせない会のHPからダウンロードして下さい。また、ネット署名も始めました。周りの方に呼びかけ、広めていただくようお願いします。(させない会のHPへは「させない会」で検索していただければ簡単に見つかります。)

～署名と一緒に寄せられた言葉から～

◎明治以降軍事大国を目指す人たちが主流を占める一方で、「地下水」のように非戦の思いが受け継がれているのを知り、思いを受け継がなくてはと思いました。

◎何時も、元気と不正に対する不屈の原動力を頂いています。今年こそはと人民の良知を信じて老骨に更に鞭打つ所存です。どうぞ今後も闘いのご指導を。

◎河原井さん根津さんたちの「君が代」の闘いに励まされています。

日の丸
強制反対
君が代

会費とカンパの御礼

たくさんありがとうございます

早速の会費納入とカンパありがとうございます。6月総会時と7月ニュースNo.9での呼びかけに続々と応えてくださり大変嬉しく思っております。「絶対に君が代解雇をさせてはならない」という熱い思いが伝わってきました。様々な取り組みが色々な所で色々な方の手によって広がり始めている事も心強く感じます。お陰様で年会員が160名強も増えカンパ会員も16名増えています。合わせて約630人の方々に支えられています。

お願い

会員の方で今年度分の会費納入がまだの方、よろしくお願いいたします。またカンパ会員から年会員になって下さる方は振込用紙通信欄の「新規」に○をお忘れ無く。そして5月にほうせんか最終号（No.42）でお知らせしましたように、石川中裁判を**支える会**の会員だった方で河原井さん・根津さんらの「君が代」解雇を**させない会**の会員になってくださる方も振込用紙通信欄の「新規」に○を忘れずに付けてくださるようお願いいたします（支える会はさせない会に一本化しましたが自動的に会員移行は出来ません。お手数ですが解雇をさせない会の手続きをお願いいたします）。ぜひ、引き続き解雇をさせない会の会員になって支えてくださるようお願いいたします。（確認のために封筒の宛名の所の番号をご覧ください。頭に0やSがついてない番号のみの方が年会員の方です）。少しでも間違いを減らし透明会計を目指しております。ややこしくて恐縮です。よろしくご協力下さい。

「解雇させない会」のホームページ、ブログを開設いたしました。

ホーム・ページ <http://homepage2.nifty.com/kaikosasenaikai/>

ブログ <http://kaikosasenaikai.cocolog-nifty.com/>

会報や署名用紙、チラシなどは事務局のブログからダウンロードできます

ので、ご利用ください

メールアドレス sasaerukai-santama@nifty.com

なお田中さんのホームページも今まで同様ご利用ください

事務局

集会のお知らせ

<10・6集会 9・21難波判決一周年>

10月6日(土) 12:30～ 星陵会館(地下鉄・永田町または赤坂見附)

講演:大内裕和さん

報告:東京の「日の丸・君が代」各裁判原告団

裁判傍聴のお願い

★10月4日(木) 16:00～根津さんたち東京教組10人の04、05年処分
第3回法廷

★11月8日(木) 15:30～河原井さん08年停職3ヶ月処分第1回法廷

16:00～河原井さん根津さん07年処分第6回法廷

16:30～河原井さんたち都障労組3人の04年処分

第4回法廷

いずれも東京地裁710号法廷

根津・多摩中裁判の今後

こちらの傍聴もお願いします

事務局

1年以上にわたる進行協議(法廷ではなく、小さい部屋で傍聴者なしで行なう)でようやく論点整理、証人の採用決定が済みました。次回は証人尋問に移ります。東京地裁710号法廷で下記の日程で行なわれます。

時間的には過去のこととなりそうですが、ぜひこちらも傍聴をお願いします。

10月17日の鶴田敦子さんは、家庭科教育について証言されます。

★10月17日(水) 13:15～16:50 多摩市教委・石川教育長(当時)

聖心女子大学教授・鶴田敦子さん

★11月21日(水) 10:00～16:00 前島校長(当時)

原告・根津公子さん

多摩中裁判:2001年2月、男女共生の視点から従軍慰安婦問題を取り上げて家庭科の授業をしたところ、「苦情」が寄せられたとして、教育行政は根津さんに、組織的・計画的な1年にわたる攻撃をしました。その過程で、根津さんを「指導力不足等教員」に仕立てるために2ヶ月に亘って授業観察を行い、授業後に「協議会」を設定し、校長はそこへの出席を求める職務命令を乱発しました。その職務命令に根津さんが違反したとして出された減給3ヶ月処分についての裁判です。

10・23通達による「君が代」処分の前段として、多摩中での根津排除や、その後の都立七生養護学校への弾圧等があったことが、今にしてよくわかります。